

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年6月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：5 国名：ガーナ 担当：ガーナ事務所
案件名：アフリカ諸国電力技術者養成プロジェクト

1 契約予定期間：2013年8月上旬～2016年7月下旬

2 参加要件

- (1) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (2) 海外における電力分野に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等
特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年6月19日から2013年6月21日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年6月19日から2013年6月24日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年7月5日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 7月中旬
- (5) 契約交渉 : 7月下旬

5 業務の目的

ガーナ国政府は「Ghana Vision 2020」で電力供給を最優先課題として位置づけ、2010年策定の国家エネルギー政策（National Energy Policy）では、電化率を現在の約70％から2020年までに100％（500人以上の村落）にすることを目指している。また、同政策の下で電力分野での具体的な戦略・開発計画として、新たな電源開発や送配電網の増強を優先課題とし、2015年までにシステムロス率を25％から18％に減少させるべく、配電網の改善・近代化を進めている。

ガーナ国の配電については、北部4州の配電をボルタ河北部地域配電公社（Volta River Authority -Northern Electricity Distribution Company: VRA-NEDCo）が、南部6州の配電をガーナ電力公社（Electricity Company of Ghana: ECG）が担っている。ECGは独自に研修センターを保有し、毎年40人ほどの新人技術者及び既採用の技術者のために、配電に係る技術研修を行っている。また、毎年VRA-NEDの配電技術者に対する研修も実施しており、その他シエラレオネ、リベリア及びガンビア等周辺国から技術者を受け入れ、研修を実施した実績もある。

本件のカウンターパート（以下、C/P）となるECG研修センターは電力設備運転シミュレーター等の電力システムの構造や系統保護設備を理解する上で有効なシステムを有しているが、設備は老朽化し、質・量ともに不十分であるため、施設の更新が必要とされる。また、研修ニーズに見合ったカリキュラムを整備し、同カリキュラムに沿った研修コースを策定・実施することにより、より効率的な国内配電網の運用を可能とし、さらには効果的な域内連携を推進していく上で不可欠な電力技術者を育成することができる。

電力技術者向けの研修拠点を有するガーナ国においてその体制を一層強化することは、ガーナ国内だけではなく周辺国の電化率向上に留まらず将来的には域内連携にも寄与する。ECGもその知識とスキルを近隣諸国の技術者と共有し、域内の電力供給安定に寄与していく方針であり、ガーナ国政府はECG研修センターの研修機能強化の強化を目的とした技術協力プロジェクトの実施を我が国に要請した。当機構は本件の協力内容の詳細を検討するために2010年9月に詳細計画策定調査を行い、2010年11月30日にR/D（Record of Discussions）により協力の枠組みに関して合意した。

6 業務の範囲及び内容

(1) 実施機関

ガーナ電力公社（Electricity Company of Ghana: ECG）

(2) 業務対象地域

ガーナ国アクラ市及びテマ市（必要に応じ、シエラレオネ国、リベリア国、ガンビア国を含む）

(3) 業務内容

- ア 研修用カリキュラム及び教材の開発
- イ テクニシャン向け研修及びエンジニア向け研修の計画策定・指導
- ウ 研修講師の育成
- エ 研修実施体制及びモニタリング体制整備
- オ 本邦研修の実施
- カ 第三国研修の実施（必要に応じ）
- キ 研修用3変電設備及び供与機材の調達・設置支援
- ク 合同調整委員会（JCC）の開催支援

ケ 各種報告書の作成・取りまとめ

7 成果品等

- (1) 業務計画書（2013年8月中旬）
- (2) プロジェクト事業進捗報告書
（2014年2月下旬、2014年7月上旬、2015年3月下旬、2015年8月上旬、2016年2月下旬）
- (3) プロジェクト事業完了報告書（2016年7月上旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括／研修計画（評価対象予定者）
- (2) 配電計画／設計（評価対象予定者）
- (3) 配電系統運用（評価対象予定者）
- (4) 変電所維持管理
- (5) 研修モニタリング／配電補助
- (6) 変電設備／機材調達

9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定
- (2) 2010年8月に詳細計画策定調査を実施済み
- (3) 年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとするため、見積書については年度で分けずに全業務期間分一括して作成すること。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。